

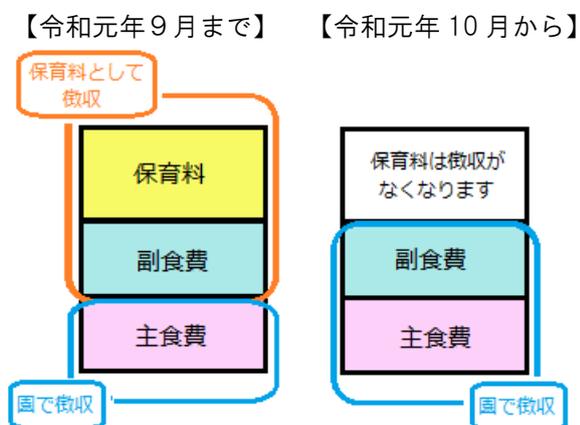
## ★★ 令和元年10月より3～5歳児の給食費の取り扱いが変わります ★★

### ◆ 給食の副食費（おかず代）について（2号認定のかた）

保育所や認定こども園（保育部分）に2号認定を受けて通う3歳児～5歳児の給食費については、令和元年9月までは、主食費（お米・パンなどの費用）は在籍している園で徴収し、副食費（おかず・おやつ・牛乳などの費用）は保育料に含まれておりました。

10月以降、2号認定のお子さまの保育料は0円になりますが、給食費については引き続き保護者のかたにご負担いただくことが原則となっています。そのため、10月以降は主食費と副食費をまとめて在籍している園にお支払いいただくこととなります。

給食費については、各保育施設が独自に定めて、保護者のかたにお知らせすることになっています。



### ◆ 副食費の免除について（1号認定・2号認定）

次のかたは、給食費のうちの副食費が免除になります（主食費はお支払いいただきます）。

- ① 年収360万円未満相当の世帯のすべてのお子さま
- ② 全所得階層の第3子以降のお子さま

副食費が免除になるための手続きは不要です。対象のかたには、香芝市より保護者のかたに通知いたします。副食費免除の際の多子の数え方は、保育料の多子軽減と同じです。

- ・1号：小学校3年生までの子どもから数える
- ・2号：保育所・幼稚園・こども園などに通っている子どもから数える

### ◆ 副食費の助成について（私学助成園に通うかた）

次のかたは、給食費のうちの副食費（上限4,700円/月）の助成を行います（主食費はお支払いいただきます）。

- ① 年収360万円未満相当の世帯のすべてのお子さま
- ② 全所得階層の第3子以降のお子さま（小学3年生までの子どもから数える）

助成には手続きが必要です。手続きの方法については、時期がきましたら在籍園を通じてお知らせします。